

事務連絡
令和5年4月7日

各都道府県 水防担当課長 殿
各都道府県 砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 課長補佐
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれらを市町村長に報告することが義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を促すようお願いします。

記

1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いします。

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」

令和3年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説するとともに、それらに定められた以下の内容について説明しています。

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施・防災教育の実施
- ・市町村による助言・勧告について

「都道府県・市町村職員向け」、「施設の所有者・管理者向け」の2種類があります。

③ 動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」【別紙】

避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の管理者等及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難の実効性を確保する上で注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画です。

この動画では、国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」、「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、避難確保計画に定めるべき項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL : <https://youtu.be/Va400F33ucs> 【国土交通省 YouTube】

2. 訓練の実施について

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が、訓練を実施しその結果を市町村に報告することは水防法及び土砂災害防止法に基づく義務であり、原則として年1回以上実施するよう通知しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直される予定であることも踏まえ、あらためて施設管理者等に対し適切な実施を促していただくようお願いします。

なお、訓練の実施方法については、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、施設職員による情報収集や情報伝達等の訓練、地図等を活用して避難路の検討を行う等の図上訓練などがあり、施設利用者の負担等を考慮して、訓練方法や参加人数を工夫することも可能であるとして、上記リーフレットにおいてもその旨記載していますので申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室 課長補佐 深町 (内線 35439)

津波水防係長 古橋 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 竹島 (内線 36152)

地震対策係長 鈴木 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>